

山梨県公報

号外第六十五号

平成二十一年

九月十四日

月 曜 日

目 次

規 則

山梨県事務決裁規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………
山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第三十五号

山梨県事務決裁規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（山梨県事務決裁規則の一部改正）

第一条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表児童家庭課の項第一号中16を18とし、3から15までを5から17までとし、2の次に次のように加える。

3	第三十四条の四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（障害児福祉に係るものを除く。）		
4	第三十四条の五の規定による事業の制限及び停止命令（障害児福祉に係るものを除く。）		

（山梨県児童福祉法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業開始届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業開始届」に改める。

第十二条の三の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業変更届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業変更届」に改める。

第十二条の四の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業廃止（休止）届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届」に改める。

第十号様式の二中「児童自立生活援助事業開始届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業開始届」に改め、
「5 事業を行うおとする区域」を「児童自立生活援助事業」に改め、
「6 事業の用に供する施設の種類、種類及び所在地」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改め、
「7 事業開始の予定年月日」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改める。

「5 事業の用に供する施設の種類、種類及び所在地」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改め、
「6 事業開始の予定年月日」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改める。

「3 主な職員の履歴書」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改め、
「4 運営規程」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改める。

第十号様式の三中「児童自立生活援助事業変更届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業変更届」に改め、
「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改め、
第十号様式の四中「児童自立生活援助事業廃止（休止）届」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届」に改め、
「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年九月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

のように改正する。

第二条中「令第九条第一項」を「令第八条第四項（令第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

所得証明書		
年度分の県民税における所得等の状況は次のとおりである。		
氏名	生年月日	年 月 日
住所		
① 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 うち、老人控除 対象配偶者及 び老人扶養親 族合計数 人
② 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額		円
控	③ 雑損控除額	円
除	④ 医療費控除額	円
	⑤ 小規模企業共済等掛金控除額	円
	⑥ 障害者控除	障人・特障人
	⑦ 寡婦控除・勤労学生控除	寡・勤
	⑧ 地方税法附則第6条第1項による免除	円
	⑨ 租税特別措置法第24条による免除	円
	⑩ 昭和47年法律第14号による改正前の租税特別措置法第25条による免除	円
(備考)		
上記のとおり、相違ないことを証明する。		
年 月 日		市町村長 印

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番